

いることや、高齢者の所得水準の上昇に伴い生活実態が多様化していることを勘案しながら、世代間の公平をはじめ、公平・中立・簡素の観点から、拠出・運用・給付を通じた負担の適正化に向けて検討を行っていく必要があります。

なお、公的年金に係る税制の見直しについては、公的年金制度が長期間にわたる制度であることなどから、相当の期間にわたる経過的な取扱いを要するのではないかとの指摘があります。

(3) 企業年金等に係る税制

厚生年金基金や適格退職年金などの企業年金を見ると、拠出段階では、厚生年金基金の従業員の本人拠出したる掛金相当額は社会保険料控除により所得から控除され、適格退職年金の本人拠出は稀であるものの、その拠出掛金は生命保険料控除の対象となります（控除額相当額が課税対象から除かれることとなります。）。給付段階では、いずれも公的年金等控除等が適用されます。

国民年金基金についても、拠出段階の本人拠出は社会保険料控除により所得から控除され、給付段階では公的年金等控除等が適用されます。

企業年金等に対する税制を考えるに当たっては、公的年金についてはその他の年金と比較して加入に強制性があるのに対して、企業年金、個人年金は基本的に任意の制度となっていることに留意しなければなりません。また、年金といつても各種の制度が存在している中で、いわゆる1階の基礎年金、2階の厚生年金（報酬比例部分）、任意の企業年金、個人年金など、それぞれの特色や役割の違いも勘案する必要があります。さらに、年金と貯蓄が経済的には類似していること、貯蓄については自らの所得の処分であり、所得控除が認められていないことなど、貯蓄課税との関係に留意しなければなりません。

企業年金等に係る税制のあり方についても、少子・高齢化の進展、高齢者の生活実態を勘案して、貯蓄課税との均衡、世代間の公平などの観点を踏まえながら、拠出・運用・給付を通じた負担の適正化に向けて検討を行っていく必要があります。

（注）なお、企業年金の実態を見ると、給付を受けるに当たり一時金方式と年金方式とが本人の裁量によって選択可能なものがあり、年金に代えて一時金が選択される割合が高いと言われますが、この点に関して、年金として受給する場合より退職一時金として受給する場合の方が税制上有利であることがその原因であるとの指摘が見られます。このように支給実態に影響を与えているような税制については、税の公平・中立の観点から、そのあり方の見直しが必要であるとの意見があります。

（参考）退職年金等積立金に対する法人税

退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）は、事業主が従業員の年金給付に充てるために拠出する掛金等が損金算入される一方（その段階で、本来は、従業員の給与所得になると言えます。）、従業員が稼得する利得については年金受給時まで課税されないことから、このような課税繰延べによるいわば遅延利息相当分の負担を求める趣旨で設けられているものです。退職年金等積立金を運用している信託銀行などの法人が特別法人税の納税義務者となっていますが、これは、退職年金等積立金から支払われています。このように特別法人税は、拠出・運用段階における課税繰延べに対して、公平の

観点から設けられているものであり、必要な制度であると考えられます。なお、現在の金利の状況、企業年金の財政状況などを踏まえ、平成11年度税制改正において、2年間の時限措置として、その課税が停止されています。

(編注) 13年度税制改正で課税停止がさらに2年間延長されている(平成14年度まで)

7. 各種の所得

(2) 退職所得

退職金は、一般に、長期間にわたる勤務の対価の後払いとしての性格とともに、退職後の生活の原資に充てられる性格を有しています。

このような退職金の性格を踏まえて、退職所得に対する課税については、一時に相当額を受給するため、他の所得に比べて累進緩和の配慮が必要と考えられることから、退職金の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額として、他の所得と分離して累進税率により課税されます。退職所得控除は、勤続年数20年までは1年につき40万円、勤続年数20年超の部分については1年につき70万円となっています。

主要国においても、退職所得については、N分N乗方式または一定の控除額の設定によって、税制上、一定の配慮が行われています。

近年、退職金の支給形態が徐々に一時金から年金方式に移行する動きが見られます。また、雇用形態の多様化・流動化の下で、長期に至らずに退職金を受け取る従業員が増加するとともに、退職金を支給する代わりに給与を増額する企業も見られるようになっています。

現行の退職所得課税の仕組みは、勤務年数が長いほど厚く支給される退職金支給形態を反映したものとなっていることから、退職金の支給形態の変化などを踏まえると、今後も長期勤続の場合を特に優遇していくことが適当かどうか検討する必要があると考えられます。

他方、現行の退職所得課税を前提とした税引後収入が老後の生活設計に織り込まれているという実態や、企業における給与体系の変更には時間を要することを考慮する必要があるとの意見がありました。

なお、近時、短期間のみ在職することが当初から予定されている役員などに対して、給与支給を通常より少なくして、その分、退職金を手厚く支給するといったことが行われているとの指摘があり、この動きに対しては適切な対応が必要であると考えます。

12. 租税特別措置等

(生命保険料控除・損害保険料控除)

現行の所得税の生命保険料控除は、昭和26年に長期貯蓄を奨励するための誘因的な措置として設けられたものです。昭和59年には別枠で個人年金に係る生命保険料控除が設けられました。

(中略)さらに、これらの控除について年末調整に要する事務負担や、公的年金に未加入・未納であっても個人年金保険料については生命保険料控除の適用を受けている者が相当に上っているとの指摘にも留意を要します。

公的年金税制のあり方について（提言）

年金税制に関する研究会（昭和61年9月）

年金税制のあり方、とくに老齢年金に対する課税のあり方を考えるにあたっては、高齢者の生活維持を図るうえで年金制度が果している役割を適切に評価する視点がなによりも重要である。

とくに、わが国の公的年金制度についてみれば、国民皆年金の発足以来四半世紀が経過し、いよいよ本格化する高齢化社会の所得保障の担い手としての役割が確立するに至っている。

いまや、国民のすべてが、勤労時代には年金負担を義務づけられ老年時代になれば年金給付を約束されるという、大きな社会制度の参加者に組み込まれているわけである。

このような見地から考えれば、年金課税のあり方は、年金受給者を特定の所得グループとしてとらえて論議すればすむ問題ではなく、国民全体の老後保障のあり方とかかわる問題であることをまず認識すべきである。

1. 老後生活における年金の役割

（1）高齢者の生活の特性

老齢年金を受給する高齢者は、多くの点で現役労働者とはちがった生活条件のもとにある。

その第一は、稼得能力の喪失による生計手段の限定化ということである。加齢に伴い身体的な理由からリタイアを余儀なくされる場合はもちろんのこと、定年制その他社会的な条件から就業による稼得の可能性を失われることで、高齢者は、将来にわたる生活設計を年金や貯蓄、仕送りといった限定的な手段にゆだねざるを得なくなっている。

第二に、高齢者とその配偶者にとって、日々進行する心身機能の低下は、疾病や寝たきりまで行きつく不安のシグナルであるばかりでなく、機能低下をさまざまな手助けによって補いつつ日常の生活を維持するためには若齢世代にはない負担を生じる。また、一旦疾病にかかると介護や通院、入院等に伴う不時の出費の増大や長期化を招くことから将来の出費への懸念も大きい。

このように、収入と出費の両面からの生活条件の制約のもとにおかれている高齢者にとって、もし年金保障のような社会的扶養の基盤にいささかでもゆるぎが生じることとなれば、その生活維持は著しく安定性を欠き、老後生活の尊厳は失われることとなる。

（2）高齢者の生活維持とそのニーズに応じた年金のあり方

高齢者の生活維持をめぐる諸状況は近年大きく変化してきている。

まず、核家族化が進行するとともに子供の数が減っているので家族による私的扶養機能は大幅に減退しており、これに代わり公私の所得保障の手段への依存度が高まっている。

とくに、平均余命の伸長により退職後の老後生活は20年余に及ぶことが一般化している。このように長期化する老後生活を安定的に維持するためには、生活の基盤をまかなうに足る終身給付をその実質的価値を維持しつつ保障することが必要とされるが、老後の所得保障の手段のなかでは、こうした要請に応えることのできる公的年金の役割が中心的な位置を占めるることは当然である。

これにあわせ、年金には、退職前の生活水準をできるだけ確保し、また、退職前後の生活水準の激変を緩和しながら老後生活へのなだらかな移行を図るための方途としての機能も期待されている。

2. 年金税制のあり方

(1) 年金課税の現状

遺族年金、障害年金については、その社会保障給付としての性格を評価する観点から、いずれも非課税とされている。

老齢年金については、恩給のように老後において支払われる給与と觀念されてきたものを含め、給与所得控除が適用され、また、65歳以上の公的年金受給者については、公的年金が国民の老後の生活安定を公的に支援しようとするものであることを考慮してその一定額までを非課税とするため老年者年金特別控除が設けられている。これらの措置により、65歳以上の夫婦の場合であれば、標準的な年金額までの公的年金については実質的に非課税とされている。

なお、政府管掌の厚生年金、国民年金以外の年金制度で、公法人が運営主体となっている共済組合や厚生年金基金は拠出時、給付時とも政府管掌の制度と等しい取扱いとなっており、また、積立金については国公共済水準までは課税されていない。

(2) 年金税制において配慮されるべき点

長い老後生活を支える終身給付たる年金の役割が増大していることに鑑みれば、年金税制においても、これら年金が本来の役割を十分果せるような仕組みをとるべきである。

とくに、国民的な制度として確立している公的年金については、これが、国民の自立自存の精神に立脚しつつ義務加入の社会保険として国の関与によって運営されていること、その給付費用が世代間の扶助という社会的連帯のシステムによってまかなわれていることからも、税制上これにふさわしい対応を考える必要がある。

すなわち公的年金については、拠出する加入者の負担水準と受給段階に達している高齢者の年金水準とのバランスは世代を通じての合意のもとに設定されているものと理解すべきであって、標準的な年金額の給付にも課税が及ぶことは本来想定されていないと考えるべきである。

なお、一旦老後生活に入ると現役期に比べ生活設計を変更することが極めて困難となるので、年金に係る税制は長期的に安定したものであることが必要であり、また、今後における年金の実質価値が維持できるよう対応することが望ましい。

(3) 公的年金にふさわしい税制のあり方

勤労者の年金保障の大宗をなしている厚生年金における標準的な老齢年金の水準は、前述のとおり、老後の生活維持の基盤を支えるものとして、いわば社会連帯の合意のもとで設定されたものであり、この標準的な年金額（61年度220万円）にまで課税が及ぶことは、公的年金に対する国民の支持と信頼を確保する観点からも適切ではない。老齢年金を受給する者について少なくともこの標準的な年金額までは実質的に課税されないよう措置すべきである。

標準的な年金額を上回る公的年金についても、現に年金に依存して生活を維持している人が課税強化によってその生活設計に新たな負担を生じることを避ける見地から適切な措置を講ずるべきである。

厚生年金基金の給付は、共済組合年金と同様、老後生活へのなだらかな移行を図るために役割を果たしており、現に政府としても厚生年金基金制度の健全な普及発展に努めていることに鑑み、厚生年金基金の積立金課税については、適切な考慮が払われるべきである。

OASDI信託基金収支(100万ドル)

暦年	収入					支出				資産		
	合計	拠出分	年金給付課税	年金給付課税/総収入	中央基金繰入れ	純利子収入	合計	給付支払	行政上経費	鉄道退職制度への移転	期末純増	期末資産残高
1957	8,090	7,527	563	7,567	7,404	164	-2	523	23,042
1958	9,108	8,531	577	8,907	8,576	207	124	201	23,243
1959	9,516	8,943	572	10,793	10,298	234	260	-1,277	21,966
1960	12,445	11,876	569	11,798	11,245	240	314	647	22,613
1961	12,937	12,323	614	13,388	12,749	303	337	-451	22,162
1962	13,699	13,105	594	15,156	14,461	322	372	-1,457	20,705
1963	16,227	15,640	587	16,217	15,427	348	442	10	20,715
1964	17,476	16,843	633	17,020	16,223	375	422	456	21,172
1965	17,857	17,205	651	19,187	18,311	418	459	-1,331	19,841
1966	23,381	22,585	94	702	20,913	20,051	393	469	2,467	22,308
1967	26,413	25,424	94	896	22,471	21,417	515	539	3,942	26,250
1968	28,493	27,034	414	1,045	26,015	24,954	603	458	2,479	28,729
1969	33,346	31,546	458	1,342	27,892	26,767	612	513	5,453	34,182
1970	36,993	34,737	465	1,791	33,108	31,884	635	589	3,886	38,068
1971	40,908	38,343	538	2,027	38,542	37,197	719	626	2,366	40,434
1972	45,622	42,888	526	2,208	43,281	41,625	907	749	2,341	42,775
1973	54,787	51,907	494	2,386	53,148	51,508	837	802	1,639	44,414
1974	62,066	58,907	499	2,660	60,593	58,581	1,082	931	1,472	45,886
1975	67,640	64,259	515	2,866	69,184	67,022	1,152	1,010	-1,544	44,342
1976	75,034	71,595	717	2,722	78,242	75,759	1,244	1,239	-3,209	41,133
1977	81,982	78,710	741	2,531	87,254	84,667	1,379	1,208	-5,272	35,861
1978	91,903	88,883	757	2,264	96,018	92,960	1,440	1,618	-4,115	31,746
1979	105,864	103,034	675	2,155	107,320	104,359	1,483	1,477	-1,456	30,291
1980	119,712	116,711	670	2,330	123,550	120,598	1,522	1,430	-3,838	26,453
1981	142,438	139,364	843	2,231	144,352	140,995	1,743	1,614	-1,914	24,539
1982	147,913	145,667	854	1,391	160,111	156,182	2,109	1,820	239	24,778
1983	171,266	156,328	6,662	8,276	171,177	166,745	2,153	2,279	89	24,867
1984	186,637	180,067	3,025	1.62%	105	3,440	180,429	175,739	2,264	2,426	6,208	31,075
1985	203,540	194,149	3,430	1.69%	3,220	2,741	190,628	186,075	2,200	2,353	11,088	42,163
1986	216,833	209,140	3,662	1.69%	160	3,871	201,522	196,667	2,202	2,653	4,698	46,861
1987	231,039	222,425	3,221	1.39%	55	5,338	209,093	204,106	2,373	2,614	21,946	68,807
1988	263,469	251,814	3,445	1.31%	43	8,168	222,514	217,149	2,513	2,851	40,955	109,762
1989	289,448	274,189	2,534	0.88%	34	12,692	236,242	230,882	2,427	2,934	53,206	162,968
1990	315,443	296,070	4,992	1.58%	-2,864	17,245	253,135	247,816	2,270	3,049	62,309	225,277
1991	329,676	301,711	6,054	1.84%	19	21,892	274,205	268,162	2,587	3,457	55,471	280,747
1992	342,591	311,128	6,084	1.78%	14	25,365	291,865	285,995	2,664	3,206	50,726	331,473
1993	355,578	322,090	5,616	1.58%	10	27,862	308,766	302,368	2,963	3,435	46,812	378,285
1994	381,111	344,695	5,306	1.39%	7	31,103	323,011	316,812	2,674	3,526	58,100	436,385
1995	399,497	359,021	5,831	1.46%	-332	34,977	339,815	332,554	3,141	4,120	59,683	496,068
1996	424,451	378,881	6,844	1.61%	7	38,718	353,569	347,050	2,962	3,556	70,883	566,950
1997	457,668	405,984	7,896	1.73%	2	43,787	369,108	361,952	3,409	3,747	88,560	655,510
1998	489,204	430,174	9,707	1.98%	1	49,323	382,255	374,969	3,467	3,819	106,950	762,460
1999	526,582	459,556	11,559	2.20%	..	55,466	392,908	385,765	3,328	3,816	133,673	896,133
2000	568,433	492,484	12,314	2.17%	-836	64,471	415,121	407,635	3,788	3,698	153,312	1,049,445
2001	602,003	516,393	12,715	2.11%	..	72,895	438,916	431,931	3,702	3,283	163,088	1,212,533

出典:米国社会保障庁ホームページ

他の関連制度の現金給付に関する課税の取扱い

【医療保険】

○健康保険法

第69条（租税その他の公課の禁止）

保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セス

※保険給付：療養費、高額療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産一時金等

○国民健康保険法

第68条（租税その他の公課の禁止）

租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することはできない。

※保険給付：療養費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費等

【労災保険】

○労働者災害補償保険法

第12条の6（保険給付の非課税）

租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできない。

※保険給付：休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、傷病補償年金等

【雇用保険】

○雇用保険法

第12条（公課の禁止）

租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することはできない。

※失業等給付：求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付

平成の税制改革 —公正、活力、簡素—

平成14年5月21日

牛尾治朗
奥田碩明
本間正明
吉川洋

<税制改革の理念>

- 1、シャウプ勧告以来の、包括的かつ抜本的な税制改革を行う
- 2、広く、薄く、簡素な税制を構築する
- 3、グローバル化のなかで日本経済の競争力強化に向け大胆な税制改革を行う
- 4、すべての人が参画し、負担し合う公正な社会をつくる
- 5、国・地方の歳出をさらに徹底的に見直し、税負担に報いる小さな政府を実現する

1、税制改革の視点

- ・ 経済の活力を最重視する
- ・ 歳出改革と一体となって行い、「改革と展望」に基づき財政収支を中期的に改善していく
- ・ 社会保障制度の改革と合わせて行う。可能な限り国民負担率の抑制をめざし、世代間の公平を重視する
- ・ 地方行財政制度の改革と一体となって行う
- ・ 公正の観点から、真に必要な場合には低所得層等にも配慮する

2、税制改革の進め方

- ・ 税制改革の開始年度は、原則として2003年度とする
- ・ 初年度から、“広く薄く”をはじめとする理念で本格的かつ構造的な税制改革に着手する。経済を成長軌道に乗せるための時限的な政策税制を行う場合も、税制のあるべき姿との整合性を保つ
- ・ 税制改革の財源は、原則として国債に依存しない
- ・ 税制改革は、「改革と展望」の期間内(～2006年度)に完了する。その期間内に国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また、経済活性化の進展状況および財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する
- ・ 「改革と展望」に基づき2010年程度を目途にプライマリーバランスを回復させる

3、税制改革及びそれに関連する項目

(1) 持続的経済成長の実現のために

- ・ “広く薄く簡素に”の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を本格的に見直す
- ・ 法人に対する課税は、国際競争を明確に意識して改革し、雇用機会の創出につなげる
- ・ 研究開発投資やIT投資を促進する
- ・ 金融資産への課税について簡素・一元化を図る
- ・ 有効活用を促す土地税制にする

(2) 多様なライフスタイルのために

- ・ 配偶者に関する控除等の人的控除を整理し、就労などの選択に歪みを与えない税制にする
- ・ 相続と生前贈与の選択に歪みを与えない税制にする
- ・ 寄附やNPO法人、公益法人に対する税制を見直す

(3) 長期にわたる安心の確保のために

- ・ 安定的な歳入構造をつくる
- ・ 公的年金をはじめとする社会保障制度を抜本的に見直し、長期に持続可能なものにする
- ・ 公共事業の長期計画における重点化を行い、特定財源制度を見直す
- ・ 地球環境に配慮した税制をめざす

(4) 地方の自立と活力のために

- ・ 国と地方の役割分担を見直しつつ、地方歳出を徹底して見直す
- ・ 歳出に対する国の関与を最小限にとどめ、補助金を大胆に整理する
- ・ 地方交付税制度を根本から検討する
- ・ 地方税を充実させる

(5) 納得できる税制のために

- ・ IT化に対応した申告・徴収をすすめる
- ・ 納税者ID制度を導入する
- ・ より信頼できる徴税と納税の環境を整える
- ・ サラリーマンの申告を拡大する
- ・ 消費税における“益税”を解消し、インボイス方式の導入に向けて検討する

以上

議論の整理

(5月21日の基礎問題小委員会までの議論の整理)

[基本的考え方] - 中長期的視点に立って

(経済社会の活性化に向けたあるべき税制の構築)

- 様々な経済社会の構造変化の加速
- 構造改革の一環として、持続的な経済社会の活性化のための税制改革
(あるべき税制の構築に向けた視点)
 - 自由な経済活動を妨げない税制、政策の重点化
 - 課税の適正化・簡素化
 - 安定的な歳入構造
 - 地方分権にふさわしい地方税のあり方

[個人所得課税]

(現状・課題)

- 累次の減税による税率構造の累進緩和・税負担水準の低下、税負担の「空洞化」
- 基幹税としての機能の回復、経済社会の構造変化への対応

(見直しの視点)

- 基本的考え方
 - 「国民皆が広く公平に負担を分かち合う」との基本理念
 - ・ 諸控除
 - 社会保障等の生活関連の「インフラ」整備等の進展を踏まえ簡素化・集約化
 - 男女共同参画社会・少子高齢化の進展などの構造変化への対応
 - 税率構造
 - 最低・最高税率ともに低水準。累進緩和は実施済み
 - 主要国に比べ広い最低税率のブレケットの幅
- 諸控除のあり方
 - 家族に関する控除
 - 基礎控除、配偶者控除、扶養控除のあり方の検討
 - 配偶者特別控除、特定扶養控除など様々な割増・加算措置、特別な人的控除の簡素化・適正化
 - 老年者控除、公的年金等控除の見直し
 - 給与所得控除、退職所得控除の見直し
- 個人住民税のあり方
 - 地方税の基幹税目として充実確保
 - ・ 所得割
 - 負担分担の性格を踏まえ、所得税よりも低い課税最低限
 - 均等割
 - 税率と納税義務者の範囲等

[法人課税]

(現状・課題)

- 累次の税率引下げ等による国税・地方税収入に占める割合の低下、欠損法人割合の増加
- 財源調達機能に配慮しつつ経済社会の活性化に資する観点から改革

(見直しの視点)

○ 基本的考え方

- 國際的に整合性のとれた企業活動に対し歪みのない中立的な税制
- 税率は先進国並みの水準、集中・重点的な措置

○ 政策税制の集中・重点化

- 既存の措置の整理合理化、明確な国家戦略を前提とした真に有効な政策税制へ重点化
- 研究開発等

○ 経済社会の新しい動きへの対応

- 多様な事業体に対する課税等
- 非営利法人課税（公益法人、NPO等）、寄附金税制

○ 外形標準課税の導入

- 法人事業税の応益課税としての性格を踏まえた外形標準課税の導入

[消費税]

(現状・課題)

- 基幹税であるが制度に対する不信感
- 信頼性向上のための制度の改善と税率水準

(見直しの視点)

○ 基本的考え方

- 将来、税率を引上げ消費税の役割を高める方向
- 行財政改革、消費税制度に対する信頼性、制度の透明性の向上

○ 信頼性・透明性の向上

- 免税点制度、簡易課税制度
- 申告納付制度、総額表示

○ 将来の課題

- 税率構造、インボイス

○ 地方消費税

[資産課税等]

(相続税・贈与税を取り巻く環境)

- 少子・高齢化
- 経済のストック化
- 税制全体の再分配機能の弱まり

(相続税の見直しの視点)

○ 課税ベース

- 基礎控除の適正な水準、非課税措置・特例措置のあり方

○ 税率構造

- 最高税率の引下げと累進の維持

(贈与税の見直しの視点)

- 生前贈与の円滑化、相続税との調整
- 累積課税化も含め一体化
- 適正な執行のための環境整備

(固定資産税の現状・課題)

- 市町村税としてふさわしい基幹税目
- 安定的な確保が重要

(固定資産税の見直しの視点)

- 7割評価の維持
- 税負担の均衡化、適正化の一層の促進

(土地税制・住宅税制)

- 土地を取り巻く構造的な変化、土地政策のあり方
- 住宅に対するニーズの変化、住宅政策のあり方

(金融税制のあり方)

- 経済のストック化、金融取引の多様化・複雑化等
- 制度の簡素化、納税者番号制度の整備等

[その他]

(酒税、たばこ税)

- 酒類の分類の簡素化、税負担格差の縮小
- たばこの税負担のあり方

(特定財源等と環境問題への対応)

- 特定財源等の歳出面を含めた基本的なあり方
- 税制面での対応
- 国際的に見て高くなきエネルギー関係諸税等の負担水準
- 環境問題への対応

(国際課税)

- 国境を越える活動への適正な課税の確保
- 国際的に調和のとれた電子商取引への対応

[納税者の信頼確保に向けたインフラ整備]

- 納税者番号制度の導入に向けた検討
- 源泉徴収・年末調整と確定申告のあり方
- 公示制度のあり方
- 電子申告・電子納税の導入
- 資料情報制度の拡充

[地方分権にふさわしい地方税のあり方]

- 総合的な制度改革（地方行財政の効率化、国と地方の役割分担、「自助と自律」にふさわしい歳入基盤の確立）
- 国庫補助負担金の整理合理化、地方交付税のあり方の見直し
- 税源移譲を含む国と地方の税源配分

基礎問題小委員会（4月）における議論（個人所得課税）

○ 税負担の「空洞化」

- ・ 累次の減税による税負担水準の低下
 - 税収、税負担水準
 - 税率構造
 - 納税者数、課税最低限の水準
- ・ 今後の「あるべき」個人所得課税について税負担の増加は避けられない課題

○ 税率、ブラケット

- ・ 最低税率が適用されるブラケットの「幅」が広い
- ・ ブラケットの適用者数割合
 - 最低税率のブラケットに納税者の大多数（給与所得者の約8割）が分布
 - 最高税率のブラケットには約1%弱

諸控除の見直し

○ 見直しの視点

- i 課税ベース拡大、税負担の「空洞化」は正の観点から諸控除を見直す
- ii 社会保障等の生活関連の「インフラ」が整備されている中、個々人の生活上の事情に税制でどこまで配慮するか、簡素化・集約化が可能か
- iii 社会経済構造の変化との整合を図るべきではないか
 - 男女共同参画社会の推進、ライフスタイルの多様化（雇用慣行の変化等）、少子・高齢化（世代間の公平性）等

○ 人的控除

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除

- ・ 男女共同参画社会の推進、中立性
- ・ 配偶者については、配偶者控除、配偶者特別控除+配偶者本人の基礎控除
- ・ パート労働者の働き易い環境整備、就労調整への配慮

(2) 扶養控除

- ・ 特定扶養控除等の各種割増や加算措置の整理合理化
- ・ 少子化

- (3) 老年者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除
- ・ 高齢社会対策大綱：画一的な高齢者像の見直し 等
 - ・ 制度創設時の趣旨

○ 給与所得控除、特定支出控除、退職所得控除

(1) 給与所得控除、特定支出控除

- ・ 給与総額に対する約3割の給与所得控除総額
- ・ 性格（勤務費用の概算控除、他の所得との負担調整）
- ・ 特定支出控除の利用実績
- ・ サラリーマンの不公平感

(2) 退職所得控除

- ・ 雇用慣行の変化、就業形態の多様化

○ 公的年金等控除、社会保険料控除 等

- ・ 少子・高齢化の進展、課税ベースの浸食、世代間の公平
- ・ 捨出時と給付時の課税
- ・ 給与所得控除との重複適用の問題

○ その他

個人住民税均等割

- ・ 税率水準と納稅義務者の範囲等

（今後の議論予定）

- 資産性所得
- 租税特別措置等
- 納稅を支える制度（確定申告、資料情報、公示 等）

基礎問題小委員会（5月）における議論

消費税

○ 消費税の現状

- ・ 基幹税として定着してきたが、一方で現行制度に対する国民の不信
- ・ 消費税の役割が高まるなか、信頼性向上のための制度の改善と将来の消費税のあり方を検討することが必要

○ 基本的な方向

- ・ 少子・高齢化の一層の進展を踏まえ、社会保障支出の増大や財政構造改革を展望すれば、今後、税率を引上げ、消費税の役割を高める方向
- ・ 将来の税率見直しの検討に向け、消費税に対する信頼の向上、制度の透明性の確保が必要

○ 信頼性・透明性向上に向けた対応

- ・ 免税点制度、簡易課税制度の抜本的見直しを図ることが必要
- ・ 消費税の預り金的性格を踏まえた申告納付制度のあり方について検討
- ・ 消費者保護の観点からの価格表示のあり方

○ 将來の課題

- ・ 将來、税率がヨーロッパ諸国並みになる場合には、制度の簡素化等の観点も踏まえつつ、逆進性緩和策について検討が必要
- ・ インボイス制度については、その導入の目的を踏まえた検討が必要